



# 島根県報

平成18年 4月18日 (火)  
第 1,769 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	1
地方卸売市場の開設者及び卸売業者の氏名の変更	(水 産 課)	1

### 選管告示

政治資金規正法の規定に基づく設立の届出のあった政治団体		2
政治資金規正法の規定に基づく異動事項の届出のあった政治団体		2
政治資金規正法の規定に基づく解散の届出のあった政治団体		4
政治資金規正法の規定に基づく指定の取消しの届出のあった資金管理団体		4

## 告 示

### 島根県告示第506号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 4月18日

島根県知事 澄 田 信 義

#### 1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町吾郷875 - 1、875 - 2、876、877、878 - 1、878 - 2、879、880、881 - 1、881 - 2、883、883続1、885、885 - 1、886、887、887 - 1、1260、1261、1270、1270 - 1、1270 - 2、1272、1272 - 2、1273から1275まで、1275 - 1、1276、1276 - 1、1277、1278、1278 - 1、1279、1280、1280 - 1、1282、1282 - 1、1283 - 2、1295から1297まで、1298 - 1、1298 - 2、1299 - 1、1299 - 2、1300、1300 - 1、1300 - 2、1301、1303 - 1

#### 2 指定の目的

水源のかん養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 島根県告示第507号

地方卸売市場の開設及び卸売業務の許可（昭和51年島根県告示第215号）で告示した地方卸売市場の開設者及び卸売業

者の氏名について、次のとおり変更があったので、島根県卸売市場条例（昭和46年島根県条例第43号）第23条の規定により告示する。

平成18年4月18日

島根県知事 澄 田 信 義

1 地方卸売市場開設許可に係る変更

許可番号	許可年月日	卸売市場の名称	卸売市場の所在地	開設者の住所	開設者の氏名	
					変更前	変更後
指令水第23号の3	昭和51年3月22日	松江水産物地方卸売市場	松江市東朝日町鋸先2013番4	松江市御手船場町575番地	島根県漁業協同組合連合会	漁業協同組合JFしまね

2 地方卸売市場卸売業務許可に係る変更

許可番号	許可年月日	卸売市場の名称	卸売市場の所在地	卸売業者の住所	卸売業者の氏名		取扱品目の部類
					変更前	変更後	
指令水第24号の3	昭和51年3月22日	松江水産物地方卸売市場	松江市東朝日町鋸先2013番4	松江市御手船場町575番地	島根県漁業協同組合連合会	漁業協同組合JFしまね	水産物部

### 選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成18年4月18日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 政党

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
国民新党 憲友会 島根県支部	永見 丞二	並河 勝志	出雲市上島町1883 - 2

2 その他の政治団体

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
新政会	山根 満行	石橋 真弓	大田市仁摩町572 - 1
田中直文後援会	高橋 克己	中島 計二	江津市桜江町市山306 - 1
まつうら市正後援会	島田 斌	船原 益夫	大田市仁摩町馬路1340
藤井貴久男後援会	水津 一幸	村上 和寛	鹿足郡津和野町須川1494
川崎やすたか後援会	本原 邦人	安原 和男	江津市桜江町谷住郷1123
中岡誠後援会	村上 頼母	山田 進	鹿足郡津和野町枕瀬472

島根県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定に基づき異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成18年4月18日

## 島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

## 1 政党

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
自由民主党桜江町支部	主たる事務所 の所在地	邑智郡桜江町大字大貫951 - 1	邑智郡桜江町大字谷住郷2036
	代 表 者	千代延好和	椿 博
	会計責任者	松本 文男	大場 義幸
自由民主党出雲支部	会計責任者	小汀 英久	小川 弘知
自由民主党島根町支部	主たる事務所 の所在地	松江市島根町大芦953	松江市島根町野波1094
	代 表 者	小谷 雄一	余村 明幸
	会計責任者	山田 邦晴	小野 卓也
自由民主党大田支部	主たる事務所 の所在地	大田市長久町長久口265 - 6	大田市大田町大田イ55 - 3
	代 表 者	寺戸 隆文	竹腰 創一
自由民主党佐田町支部	主たる事務所 の所在地	出雲市佐田町須佐743 - 9	出雲市佐田町反辺1757 - 10
	代 表 者	荒木 孝	土岩 勲
	会計責任者	陰山 光男	長島 智年
自由民主党益田支部	主たる事務所 の所在地	益田市駅前町 3 - 3	松江市中吉田町224 - 2
	代 表 者	右田 明	宮隅 啓
	会計責任者	安達 幾夫	前田 士

## 2 その他の政治団体

名 称	異動事項	異 動 内 容	
		新	旧
女性党島根県松江総支局	主たる事務所 の所在地	出雲市上島町936	浜田市朝日町68 - 13
	代 表 者	陰山 豊子	槇岡つぐみ
島根県司法書士政治連盟	代 表 者	遠藤 公輝	吉村 信
	会計責任者	吉村 信	藤井 敬久
三島よしのぶ後援会	代 表 者	小豆澤治夫	本常 幸夫
荒木孝後援会	主たる事務所 の所在地	出雲市佐田町反辺1443 - 3	出雲市佐田町反辺1585 - 10
ホシザキ電機労働組合島根支部政治活動委員会	会計責任者	為石 雅之	落合 慎治
宇津市長を支援する会	会計責任者	清本 勝	俵 三九郎
門屋臣後援会	代 表 者	竹原 茂久	花崎 一男
杉谷寿之後援会	主たる事務所 の所在地	出雲市大社町杵築南1451	出雲市大社町杵築北2959

日本共産党の飯塚てい子後援会	代 表 者	岩田 憲昌	西山 昭道
虹の会	代 表 者	村上 友代	渡部美知子
明日の横田を語る会	代 表 者	三成 輝夫	安部 久男
土江良治を励ます会	代 表 者	土江 良治	石原太千男
田中弘之後援会	代 表 者	古山 悦己	中村 八郎
北辰の会	会計責任者	石倉 貞文	松浦総一郎
あすの安来をつくる会	会計責任者	野坂 浩一	原田 紀彦
安来政策研究会	会計責任者	喜多川一男	松浦総一郎
遠藤孝後援会	代 表 者	遠藤 郁夫	大和 千三

## 島根県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第17条第3項の規定により告示する。

平成18年4月18日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

## その他の政治団体

名	称	解散年月日
石倉とせ子後援会		平成17年3月31日
ふじた収作後援会		平成17年12月31日
熊谷國彦後援会		平成17年12月28日
新生大田耀くまを創る会		平成17年12月28日
吉田高康後援会		平成18年1月31日
渡部満憲後援会		平成16年12月31日
落合英夫後援会		平成17年12月1日
成友会		平成18年2月20日
本庄をよくする会		平成17年12月31日
川島みつまさ後援会		平成17年12月31日
新しい松江をつくる会		平成17年12月31日
虹の会		平成17年12月31日
家島幹夫励ます会		平成17年12月31日
青山善太郎後援会		平成17年12月31日
山根昊一郎後援会		平成17年12月31日

## 島根県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成18年4月18日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
渡部 満憲	大東町議会議員	渡部満憲後援会	雲南市大東町遠所670	渡部 満憲
角田 成功	島根町長	成友会	松江市島根町野波1164	角田 成功

